**一般競争入札心得（建設工事/郵送等による方式）**

**地方独立行政法人大阪府立病院機構**

**大阪急性期・総合医療センター**

（目的）

第１条　この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下「医療センター」という。）が行う建設工事の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

２　入札参加者は、入札に際し、医療センターの指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

３　入札参加者は、図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類、入札説明書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

４　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40 年法律第45 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書の内容を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第４条　入札参加者は、契約事務取扱規程第５条第１項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。)により医療センターに提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者

(2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消された者

(3) 前２号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札保証金等）

第５条　入札保証金は、契約事務取扱規程第７条の規定に該当する場合は免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の２に相当する金額を医療センターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

(1) 地方独立行政法人大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(２)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けるため契約を締結しない場合

（入札の方法・立会い等）

第６条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、公告等により指定された期日・場所に入札書を郵送等により提出しなければならない。持参又は電送による提出は認めない。

２　入札書に記載する日付は、入札公告にて指定された開札日とすること。

３ 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格）とすること。

４　工事費内訳書の提出を義務付けた入札については、入札書の提出に際して、当該入札金額の根拠となる工事費内訳書（表紙を含む）を提出しなければならない。

５　入札書、工事費内訳書及び入札参加資格確認結果通知書（写）を郵送用封筒（以下「封書」という。）に入れ、郵送等により提出しなければならない。

６　入札書は、封かんしなければならない。この封筒の表に会社の所在地、会社名、代表者名、工事名称を記入し、押印しなければならない。

７　開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人２者と当該入札事務に関係のない医療センター職員の立会いの上、行うものとする。

８　入札立会人の選定方法は、非公開とする。

９　入札立会人は、やむを得ない場合を除き、辞退することができない。やむを得ず辞退する場合は、開札日の前日までに理由を明記した書面を医療センターに郵送等により提出するものとする。

10　入札参加者は、開札を傍聴することができる。この場合、別に定める「開札傍聴申込書」に必要事項を記入の上、当日会場へ持参すること。ただし、入札会場への入室は各入札参加者１名のみとする。

（入札の辞退）

第７条　入札参加者は、入札書等の郵送前であれば、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

２　入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を速やかに医療センターに郵送等により提出するものとする。持参又は電送による提出は認めない。

３　入札公告にて指定した場所・期限までに入札書が到着しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

４　入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第８条　入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換えまた撤回することはできない。

（入札の取り止め等）

第９条　入札参加者が第２条又は第３条に抵触する疑いがあるときなど、医療センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

２　前項の規定により医療センターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

３　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

４　入札の執行に際して、入札の対象となる工事に係る予算が地方独立行政法人大阪府立病院機構の理事会において否認されたときは、入札の執行を取り止めるものとする。

（開札）

第１０条　開札の結果は、落札者に対し連絡すると共に、入札参加者には、入札結果通知書を送付する。

（入札の無効）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第４条第２項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の場所へ到達しない入札

(3) 入札参加資格確認結果通知書（写し）を欠く入札

(4) 入札書及び入札書封筒に記名押印がない入札

(5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 同一の入札について、２以上の入札をした入札

(8) 工事費内訳書を義務付けた入札について、工事費内訳書（表紙を含む）を提出しなかった者のした入札

(9) 提出された工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならないとした入札において、異なる価格でした入札

(10) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失格）

第１２条　次の各号のいずれかに該当した入札は、失格とする。

(1) 最低制限価格を下回る価格の入札

(2) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者の入札

①　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者の入札

②　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる者

③　大阪府又は大阪府立病院機構の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者の入札

（落札者の決定）

第１３条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札となるべき最低の価格の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、該当しない場合は、当該入札事務に関係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

（契約保証金等）

第１４条　落札者は、契約金額の100 分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 大阪府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

(2) 大阪府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

(1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100 分の10以上）を締結したとき。

(2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の100 分の10 以上）を締結したとき。

(契約書の締結等）

第１５条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に医療センターに提出しなければならない。ただし、医療センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除手続要領に基づく誓約書を前項の期間内に提出するものとする。

３　落札者が第１項に定める契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

４　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第１２条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない場合がある。

５　前項の規定により契約を締結しないときは、第５条第２項に定める違約金を医療センターに支払わなければならない。この場合、医療センターは一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立）

第１６条　入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（郵送等の事故）

第１７条　郵送等の事故により、入札公告等にて指定された場所・期限までに入札書が到着しなかった場合、医療センターは一切の責めを負わないものとする。

（開札結果の公表）

第１８条　開札結果については、医療センターのホームページ上で公表する。詳細は入札説明書による。

（その他）

第１９条　入札手続に際しては、すべて医療センターの指示に従うこと。

（最終改正　令和2年12月25日）